

豊岡市内にお住まいのひとり親のみなさまへ



養育費確保のための 公正証書等作成費補助金のご案内

養育費の受け取りは、子どもの健やかな成長や安心した生活を実現するための重要な権利です。ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費の取り決めにかかる公正証書等作成費用を補助します。

対象となる方 次の要件を全て満たす方

- ★ 申請日時点で市内に住所を有するひとり親世帯の方
- ★ 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ★ 養育費の取り決めにかかる債務名義を有している方 ➡強制執行認諾約款付き公正証書、判決書、調停調書など
- ★ 養育費の取り決めにかかる経費を負担した方
- ★ 過去に同一の児童を対象として、同様の補助金を交付されていない方

対象となる経費 養育費の取り決めに係る経費のうち、本人が負担した次の費用

- ★ 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ★ 調停の申立てや裁判に要する収入印紙代
- ★ 戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

補 助 額 対象経費の全額（上限3万円）

申 請 期 限 公正証書等を作成した日（令和7年4月1日以降に限る）の翌日から起算して6か月以内

申 請 の 流 れ

交付申請

申請期限までに、申請書と必要書類を市に提出

交付決定

市が補助金交付の可否を決定し、郵送で通知

請求書の提出

必要事項を記入し、請求書を市に提出

補助金支給

補助金を指定口座に振込

申請窓口
お問い合わせ

豊岡市こども未来部こども支援課（本庁6階 1番窓口）

TEL 0796-21-9038（直通）

MAIL kodomomirauiouen@city.toyooka.lg.jp

まずはご相談からでもお受けいたします